


### エルキューアール eL-QRを利用した市税の納付

市税の納付書「市・府民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」に印刷しているeL-QRを利用して、以下の方法で市税の納付ができます。

- ① 地方税お支払いサイトへアクセス  
  
 こちら➡
- ② 納付書表面に印刷しているeL-QRを読み取る
- ③ 支払い方法を選択する(クレジットカード・インターネットバンキング・口座振替・各種スマートフォン決済アプリなど)※クレジットカードの納付には手数料がかかります。詳しくは、地方税お支払いサイトにアクセスしてください。

### 地方税お支払サイト 地方税のお支払が便利・簡単に!!



納税課  
TEL 06-6992-1851

### 還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出すことや、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取るようとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどのATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

納税課  
TEL 06-6992-1545



### 市税は納期内に納めましょう

#### 個人住民税普通徴収分の第1期分 納期限 6月30日(火)まで

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付が無い場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

近くの金融機関やコンビニなどで納付できます。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押・公売などを行うこととなりますので、必ず納期限内に納付をお願いします。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

納税課  
TEL 06-6992-1852~1854

#### 固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます。

**200㎡までの部分**  
固定資産税=6分の1に減額  
都市計画税=3分の1に減額

**200㎡を超える部分(住宅床面積の10倍まで)**  
固定資産税=3分の1に減額  
都市計画税=3分の2に減額

住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1月1日)時点で更地のままにしておいたり、住宅以外(駐車場など)に利用すると、減額措置が適用されず税額が上昇することになります。

課税課資産税担当  
TEL 06-6992-1474

#### コールセンターによる 納付勧奨

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が未納の人に対してコールセンター(06-6996-3011)から電話で納付勧奨を行っています。納付相談は以下へ連絡してください。

保険収納課  
TEL 06-6992-1537, 1538

## お知らせ

### 個人市民税・府民税の 納税通知書

#### 納税通知書

市では、令和8年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分・特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収…納税義務者が金融機関などに出向き、納付書で個人住民税を納める方法。

特別徴収…年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法。

#### 証明書の交付

令和8年度(前年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書は、6月2日(火)から窓口・郵送・コンビニで発行できます。

▽窓口  
時 6月2日(火)～平日9:00～17:30、  
第2・4日曜日9:00～13:00

場 市役所1階北エリア証明書発行コーナー  
¥300円(1通)

持 本人確認ができるもの(運転免許証など顔写真あり…1点。資格確認証など顔写真がない…2点)

本人以外が証明書を申請する場合…代理人の本人確認ができるもの・委任状(同居親族の場合は、委任状不要)

▽郵送  
¥300円(1通)  
▽コンビニなど  
¥200円(1通)

マイナンバーカード必要  
課税課市民税担当  
TEL 06-6992-1456

#### 個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定の基準により個人市民税・府民税の減免を受けることができます。

詳しくは問い合わせください。  
注 納期が過ぎた税額や納付後は受け付けできません。

課税課市民税担当  
TEL 06-6992-1456

# 男女共同参画週間

#### 個人市民相談課

平成11年6月23日に施行した男女共同参画社会基本法の目的、基本理念に対する理解を深めるため、毎年6月23日～29日を男女共同参画週間と定め、全国でさまざまな啓発事業が行われています。

#### 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性暴力やDV(配偶者からの暴力など)、貧困などさまざまな困難な問題に直面している女性への支援をする女性支援相談員2人を配置し、支援を必要とする女性に対し相談窓口を開設しています。

#### 困難な問題を抱える女性のための特設相談

時 6月28日(日) 10:00～12:00  
場 市役所5階人権市民相談課  
相談員 女性相談支援員 伊藤氏・野崎氏

TEL 06-6992-1512

谷ノ上朋美ひとり芝居「ワタクシ、ゴトーあなたがあなたでいることを諦めないで」

DVを「自分ごとではない」と思っている人が「わたしのことかも」と思うかもしれない一人芝居

時 6月28日(日) 14:00～15:30

場 市役所1階会議室103・104

定 先着80人

申 6月26日(金) 17:00までにオンライン申請・電話

備 予約状況によっては、当日受け付けすることもあります(予約優先)。



## 消費生活センターだより

### 据置型Wi-Fiルーターの解約トラブルが増えています

据置型Wi-Fiルーターとは、工事不要で、コンセントに挿すだけでインターネット環境を整えることができる機器のことです。

利用する際は、通信回線とルーターの購入(またはレンタル)の2つの契約をすることになります。月額料金の合計だけでなく、それぞれの契約内容をよく確認しましょう。

#### 事例 1

携帯ショップで、プランの見直しを勧められた。「携帯電話料金が安くなる」と言うので据置型Wi-Fiルーターの契約をした。帰宅後家族に反対されたので、翌日キャンセルを申し出たが「できない」と言われた。

#### 事例 2

機種変更で家電量販店の携帯電話コーナーに行った。インターネットの話をされて「実質無料」と言うので、よくわからないまま据置型Wi-Fiルーターの契約をした。数か月後、携帯電話代が高くなっていることに気づき確認したら、Wi-Fiの通信費が発生していた。解約を申し出たら、ルーター代60,000円を請求された。

#### アドバイス

▽ルーターの契約では多くの場合、分割払いの購入契約になっ

ています。一定期間、通信費からルーターの分割代金を割り引くサービスを受けるとルーター代が「実質無料」になりますが、期間中に解約すると、割引サービスが終了するためルーターの分割代金の残りを請求されます。ルーターの価格や支払方法を必ず確認しましょう。

▽8日間はキャンセルできると説明されても、「電波状況に問題がある、または説明や書面に問題があると認められた場合」などの条件があったり、通信契約しか解除できない場合があるので注意が必要です。万が一キャンセルしたいと思ったときの条件もよく確認しましょう。

▽通信契約は、回線・機器・オプションなど複数の契約が組み合わされて、非常に複雑で難しい契約です。分からないことはそのままにせず、説明を求めて確認しましょう。安くなると勧められてもその場では契約せず、身近な人にも相談をして、よく検討し納得した上で契約しましょう。

消費生活センター相談専用電話  
TEL 06-6998-3600(平日 9:00～16:30)  
消費者ホットライン(土・日、祝日)  
TEL 局番無し 188(土・日、祝日 10:00～16:00)

